

飯田市中学校の運動部活動等のあり方 説明資料

この度飯田市教育委員会は、中学校の部活動が心身の成長過程を踏まえた、より合理的で効率的・効果的な活動になることで、「生徒の心身の健やかな成長と、生きる力を育む」ことを願い、これまでの活動方針を一部見直しました

飯田市教育委員会

見直しの背景

- 中学校の部活動は、体力や技能の向上のみならず、仲間と協力しながらひとつのことに取り組むことで、自己肯定感、責任感、連帯感を高めるなど教育的な効果が大きい活動です
- 一方で部活動を取り巻く状況は、少子化による生徒数の減少、運動部への加入率の低下、一部過熱化する活動による生徒や家庭の負担など課題を抱えています
- これらを踏まえ県教育委員会は、生徒の健やかな成長と、豊かなスポーツライフの実現に向け、今年2月にこれまでの活動指針を見直しました
- 市教育委員会も、県の活動指針に則り「飯田市が目指す運動部活動の姿」の実現に向け、これまでの活動方針を一部見直し、「新たな活動方針案」を策定したものです

飯田市が目指す運動部活動の姿

- スポーツ技能の向上や試合に勝つことが全て（最終目標）ではなく、生徒の自主的、自発的な参加のもと達成感、連帯感、向上心を大切にする部活動を通じて部活をして良かった、これからもスポーツを続けたい、これからも様々なことに挑戦したいと思う生徒を育てます
- 学校、保護者、スポーツ指導者など部活動に関わる全ての者の共通理解と協力のもと、生徒、顧問、家庭の過度な負担にならない適切な活動時間と休養日の設定を通じて、生徒の心身の健やかな成長と生きる力を育みます

何を見直したのか

※主な変更点は、以下のとおりです。

【活動基準の明確化】

○適切な活動時間と休養日の設定

- ・長くても平日は2時間程度、週末や学校の休業日は3時間程度の活動時間
- ・学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設けます（平日に1日、土日に1日の休養日の設定）

【部活動の延長として行われている社会体育活動の廃止】※1

- 責任の所在が曖昧であり、一部過熱化による活動の長時間化、生徒や家庭の負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった課題があるため、県の指針に則り廃止とします

詳しくは、裏面をご参照願います

2

試行期間の設定と新たな活動方針への移行

- 現在は方針案の段階であり、2020年8月末までの間を「試行期間」とします
- 試行期間中各中学校は、原則方針案に基づき可能なところから積極的に取り組みます
- 試行期間中に確認された課題や調整が必要な事項については、市教育委員会や校長会を中心に引き続き検討を重ね、必要に応じて方針案を修正し、2020年9月に「新たな活動方針」を策定のうえ移行します

◎活動方針案に掲げる生徒達にとって望ましい部活動の実現に向けては、引き続き検討すべき課題や調整すべき事項が多くあります。今後も中学校や保護者の皆様など、部活動に関係する方々と連携しながら取り組んで参りますので、どうかご協力の程よろしくお願ひいたします

1 休養日の設定

(1) 学期中は、週あたり 2 日以上 of 休養日を設けます

- ① 平日は、少なくとも 1 日の休養日を設けます
- ② 土曜日及び日曜日（以下「週末」）は、少なくとも 1 日以上 of 休養日を設けます
- ③ 週末に練習試合や大会等で両日活動する場合は、平日に設けた通常の休養日以外の休養日を、他の曜日で確保します。また学校長は、土日両日の部活動が日常化しないよう現状を把握し、適宜に指導、改善します

(2) 長期休業中は、休業期間の半分以上 of 休養日を設けます

2 活動時間

(1) 適正な活動時間

- ① 1 日の活動時間は、長くとも平日で 2 時間程度、週末や学校の休業日は長くとも 3 時間程度とし、合理的かつ効率的、効果的な活動を行います
- ② 週末や学校の休業日の部活動は、原則午前、午後にわたらないようにします
- ③ 放課後の部活動は、生徒が保護者の迎えがなくても安全に帰宅できる時間までの活動が望ましいと考えます。しかし一方で、冬季における部活動のあり方など、実現に向けて解決すべき課題も確認されているため、試行期間において引き続き検討します

3 朝の部活動の原則禁止

○但し、冬季など放課後の活動時間が確保できない場合は、生徒の健康や生活リズム等に考慮しつつ、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得たうえで、活動計画に位置づけることで実施できるものとします。なおこの場合も、上記「適正な活動時間」の範囲内で行うこととします

4 運動部活動の延長として行われている社会体育活動の廃止

「部活動の延長として行われている社会体育活動」や、「保護者会主催の社会体育活動」は、長野県中学生期のスポーツ活動指針に則り、廃止します。なお、競技力の更なる向上を目指す生徒は、「地域において実施されている社会体育活動」等に参加することができるよう、市教育委員会を中心に飯田市体育協会など関係機関と連携し、スポーツ活動機会の確保、充実に努めます。

※1：部活動の延長として行われている社会体育活動

運動部活動と同様の活動が連続または近接して行われるもので、運動部活動の保護者会が主催であったり、地域のスポーツ指導者等が運営主体になったりしているが、主には運動部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。

学校週 5 日制の導入時に休日の部活動時間を確保するために行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒の負担が危惧される。万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会体育活動とは異なる。

（長野県中学生期のスポーツ活動指針より）